## ■■受験対策ミニ講座 3号2017■■

10月に入って衆議院選挙の話題で持ちきりですが、そんな中、恒例の「赤い羽根共同募金」が今年も始まりました。共同募金は社会福祉法に定められた社会福祉募金活動。過去に『現代社会』や『地域福祉』などの科目で何度も登場していますが、29回では『福祉行財政と福祉計画』で基本知識を問う問題が出題されました。このような複数科目にまたがるキーワードは、関連付けて学習すると効率的!当養成所の受験対策講座ではこのような学習方法についてもお伝えします。ぜひ、ご参加ください。

【問題3:(29回42 福祉行財政と福祉計画)】 ——

社会福祉法に定める共同募金について、正しいものを選べ。

- 1 共同募金は、市町村の区域を単位として募集される。
- 2 共同募金を行う事業は、第二種社会福祉事業である。
- 3 共同募金会以外の者は、共同募金事業を行うことが禁止されている。
- 4 共同募金は社会福祉を目的とする事業を経営する者以外にも配分される。
- 5 国は寄付金の配分について関与できる。

正解と解説は最後に記載しています。

■Plus Column · · · · ·

## 【赤い羽根はどこから】

共同募金はコミュニティチェストの訳語で、チェストの原語には箱という意味があります。スイスの山村の牧師が「富める者は入れ、貧者は必要な分だけ取る」という趣旨で募金箱を置いた事が始まりと言われますが、コミュニティでの組織的な募金活動としては、1913年アメリカのオハイオ州クリーブランド市の取り組みが最初とされます。

この活動が海を越えて日本に伝わり 1921 (大正 10) 年に長崎で募金活動が始められ、戦後、GHQ の指導で 1947 年から全国規模の募金活動が行われました。この時から数えると今年で 70 周年。国家試験ではこういった 区切りの年にちなんだテーマが出題されやすい傾向があります。

1951年の社会福祉事業法で「共同募金」として第一種社会福祉事業として法制化され、2000年に題名改正された「社会福祉法」に引き継がれて、現在に至ります。寄付金の配分は「共同募金配分委員会」が行い「都道府県単位、翌年度配分の原則」が厳守されてきましたが、2000年の改正で大規模な災害に備えた積み立てや他の都道府県で起きた災害に対する配分も可能となりました。「社会福祉法」を一読すれば、募金方法から配分方法まで事業の全容がわかります。

参考までに、中央法規の『社会福祉小六法』は¥1400(税別)。銀座のコーヒー代程度でたくさんの情報が手に入ります。ちなみに募金者につける赤い羽根はニューオリンズ市、ダラス市などで使われ始め全米に広がったものの、現在のアメリカでは鳥の羽はほとんど使われていないそうです。

## ■Back Number · · · · ·

過去のバックナンバーはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page\_id=2686

【問題 3:(29回 42)の正解と解説】

この問題から共同募金のかなりの部分が把握できます。よく理解しておきましょう。

- 1× 都道府県を単位として募集されます。
- 2× 第一種社会福祉事業です。
- 30 募金は、共同募金会だけが実施できます。
- 4× 社会福祉を目的とする事業者だけに配分されます。
- 5× 募金の配分には国も自治体も干渉できません。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19KD X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus

発信者: 公益財団法人 日本知的障害者福祉協会